

# 京都府キャッシュレス決済対応タッチパネル式券売機 賃貸借契約仕様書

## 1 概要

京都府本庁舎内で手数料等（手数料、使用料及び狩猟税）を収納するために、キャッシュレス決済対応タッチパネル式券売機を設置し、発券される納付済証を申請手続きにおける納付確認として使用する。

（発券される券を、申請書に貼付して、窓口に提出する。）

## 2 キャッシュレス決済対応タッチパネル式券売機の仕様

仕様は以下の条件を満たし、

GLOLY 社製 タッチパネル式券売機 VT-T2 OM（高額紙幣タイプ）

と同等品以上のものであること。

### (1) 台数

1台

### (2) サイズ

横 70センチメートル以内

奥行 40センチメートル以内

高さ 150センチメートル以内

### (3) 発券の仕様

- ① 2ロール収納が可能で、片方に幅 57.5 ミリメートル×長さ 24 ミリメートルから 120 ミリメートルまで 6 ミリメートルピッチで発券が可能なタックロール紙（シール付き）が装填できること。

以上により、領収書とシール付券を発行できるものであること。

- ② 片方のロールには、集計用として感熱ロール紙が使用できること。

- ③ シール付券の印字内容は、

「納付済証 京都府手数料等」

という文言が必ず明確に印字できる仕様であること。

縦表示、横表示は問わない。

- ④ シール付券は、選択した手数料等の合計額で発行できること。

### (4) 集計システム

日計・累計・入出金情報・支払方法別（現金、クレジットカード、電子マネー、QR決済）等の集計ができ、当日の利用明細書を機器から出力できること。

(5) 対応紙幣

1万円札、5千円札、2千円札、千円札

(6) 対応硬貨

500円、100円、50円、10円（令和3年度導入の新500円硬貨に対応すること。）

(7) タッチパネルの画面仕様

- ① 発券に関する基本的な発券情報及び選択タッチはタッチパネルによること。
- ② タッチパネルのボタン配置、デザイン等の画面表示は、京都府と受注者で協議し、初期設定は受注者が設定すること。
- ③ タッチパネルのボタン配置、デザイン等の画面表示の初期設定後は、京都府が任意にカスタマイズできる仕様であること。
- ④ タッチパネルの初期画面は、以下（例）のように、金額をタッチパネルで選択できる仕様であること。

1画面で金額入力を完結できる仕様であること。

例1

| 京都府手数料 納付選択画面           |        |       |     |
|-------------------------|--------|-------|-----|
| 以下から、支払う金額を選択して、お支払い下さい |        |       |     |
| 万円                      | 千円     | 百円    | 十円  |
| 10,000円                 | 1,000円 | 100円  | 10円 |
| 20,000円                 | 2,000円 | 200円  | 20円 |
| 30,000円                 | 3,000円 | 300円  | 30円 |
| 40,000円                 | 4,000円 | 400円  | 40円 |
| 50,000円                 | 5,000円 | 500円  | 50円 |
| 60,000円                 | 6,000円 | 600円  | 60円 |
| 70,000円                 | 7,000円 | 700円  | 70円 |
| 80,000円                 | 8,000円 | 800円  | 80円 |
| 90,000円                 | 9,000円 | 900円  | 90円 |
| 合計 9,990円               |        | 会計に進む |     |

又は

例2

## 京都府手数料 納付選択画面

以下から、支払う金額を選択して、お支払い下さい

|   |    |   |
|---|----|---|
| 1 | 2  | 3 |
| 4 | 5  | 6 |
| 7 | 8  | 9 |
| 0 | 取消 | 円 |

|        |         |
|--------|---------|
| 支払手数料額 | 9,990 円 |
|--------|---------|

会計に進む

⑤ タッチパネルのメニューは、随時、カスタマイズできる仕様であること。

(8) キャッシュレス決済の条件

① クレジットカードを使用できること。

必須ブランド：Visa、Mastercard、JCB、AMERICAN EXPRESS

② 電子マネーを使用できること

必須ブランド：iD、楽天Edy、WAON、nanaco、QUICPay、

交通系電子マネー（PiTaPa 除く）

③ スマホ（コード）を使用できること

必須ブランド：PayPay、au PAY、メルペイ、d払い

(9) 現金回収方法

扉を閉めたまま、現金の締め作業ができること。また、準備金（釣り銭）を残したまま、売上金を回収できること。

(10) 使用電源：AC 100V±10%

(11) 装備しておくべきオプション

- ・バッテリー ・安定脚
- ・クレジット、電子マネー決済（交通系ICカード含む）、スマホ（コード）決済 ができる端末
- ・マカフィセキュリティ対策ソフト

### **3 賃貸借契約の内容**

(1) 契約書

別添のとおり

(2) 賃貸借期間

令和4年10月1日から令和9年9月30日まで

(3) 賃貸借料

- ・ 機器本体の費用、設置搬入に係る費用及びメンテナンス費用を含めること。
- ・ 賃借物品は新品であること。

(4) メンテナンスの内容及び時間帯

- ・ 電話対応で解決できる案件については電話対応による保守を行うこと。
- ・ 出張対応（修理、部品交換等）が必要な場合は、納入場所に対して、1日以内を目処に出張対応できる体制を有していること。
- ・ 対応が必要な期間は平日9：00～18：00までとする。
- ・ 受注者の規定に基づくメンテナンス対象外となる故障対応、修理費用については、京都府の負担とする。

(5) 設置・搬入

設置搬入は必ず令和4年9月30日までに完了し、初期セッティング等を含めて、令和4年10月1日から稼働できるようにすること。

なお、納品日については、京都府と別途調整すること

納入場所は、京都府本庁舎敷地内（京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町）とするが、別途京都府の指示により納品すること。

(6) 設定内容

- ・ 初期設定及び設置については、京都府と受注者が調整の上決定するものとする。

(7) その他

- ・ 受注者は京都府に対して、機器の操作について十分な知識、理解ができるよう説明すること。
- ・ キャッシュレス決済に伴うインターネット回線の使用料等に関する費用は京都府の負担とし、電源工事、インターネット回線工事は京都府が負担する。
- ・ ロール紙等の消耗品の費用は、原則、京都府の負担とする。